

# 公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年7月8日

第七管区海上保安本部長

大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 福岡市
- （2）住 所 福岡県福岡市博多区沖浜町12番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区 域 博多港第1区（付図のとおり）
- （2）期 間 令和8年7月16日から  
令和8年9月2日（内30日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム測深機（NORBIT iWBMS X Ekinox）による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



